

ゴルファー傷害補償特約

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、個人賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」およびゴルファー特別約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
特別約款	ゴルファー特別約款をいいます。
被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
傷害保険金	この特約により補償される傷害が生じた場合に、当社が被保険者または被保険者の法定相続人に支払うべき金銭であって、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をいいます。
傷害保険金額	保険証券に記載された傷害保険金額をいいます。
傷害	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 ^(注) を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 (注) 中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
頸部症候群 ^{けいぶ}	いわゆる「むちうち症」をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフ^(注1)の練習、競技または指導^(注2)中に、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害に対して、この特約の規定に従い、傷害保険金を支払います。

(2)当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、傷害保険金を支払います。

(注1) ゴルフ

ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。

(注2) ゴルフの練習、競技または指導

これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

第2条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内または国外において被保険者が被った傷害に対して傷害保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害保険金を支払います。
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑪ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染

(2)当社は、被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条（死亡保険金の支払）

(1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害保険金額の全額^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

- (2)被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

(注) 傷害保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。

第5条（後遺障害保険金の支払）

- (1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{損害保険金額}} \times \boxed{\text{別表1に掲げる割合}} = \boxed{\text{後遺障害保険金の額}}$$

- (2)(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3)別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)および5.(2)に規定する機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。
- (4)同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の7. から9. までに掲げる上肢^(注1)または下肢^(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は傷害保険金額の60%をもって限度とします。
- (5)既に身体に障害のあった被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害^(注3)がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害の状態に対応する割合}} - \boxed{\text{既存障害^(注3)に対応する割合}} = \boxed{\text{適用する割合}}$$

- (6)(1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害保険金額をもって限度とします。

(注1) 上肢

腕および手をいいます。

(注2) 下肢

脚および足をいいます。

(注3) 既存障害

既にあった身体の障害をいいます。

第6条（入院保険金の支払）

- (1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。

①入院した場合

②別表3のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合

(2)(1)の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{傷害保険金額の} 1000 \text{分の} 1.5} \times \boxed{\begin{array}{l} (1) \text{ ①または} \\ \text{②に該当した} \\ \text{日数} \end{array}} = \boxed{\text{入院保険金} \\ \text{の額}}$$

(3)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(4)当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。

(5)被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第7条（通院保険金の支払）

(1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなおった時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

$$\boxed{\text{傷害保険金額の} 1000 \text{分の} 1} \times \boxed{\text{通院した日数}^{(注)}} = \boxed{\text{通院保険金} \\ \text{の額}}$$

(2)被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(3)当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、第6条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4)当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(5)被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(注) 通院した日数
90日を限度とします。

第8条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1)被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条（重大事由がある場合の当社による特約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、当社は、傷害保険金を支払いません。この場合において、既に傷害保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第10条（被保険者による特約の解約請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約^(注)を解約することを求めることができます。
- ① この特約^(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第9条（重大事由がある場合の当社による特約の解除）(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 第9条(1)③に規定する事由が生じた場合
 - ④ ②および③のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約^(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、(1)①から⑤までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解約請求があったときは、当社に対する通知をもって、この特約^(注)を解約しなければなりません。
- (3) 被保険者は、(1)①の事由のある場合は、当社に対する通知をもって、この特約^(注)を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4) (3)の規定によりこの特約^(注)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) この特約
その被保険者に係る部分に限ります。

第 1 1 条（保険料の返還）

- (1) この特約の失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。
ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
この特約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ ただし、第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険料を返還しません。

- (2) この特約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 第9条（重大事由がある場合の当社による特約の解除）(1)の規定により、当社がこの特約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
② 第10条（被保険者による特約の解約請求）(2)または(3)の規定により、保険契約者がこの特約 ^(注1) を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に}\bracket{\text{対応する短期}\bracket{\text{料率}}^{\text{(注2)}}}{\text{既経過期間に}\bracket{\text{対応する短期}\bracket{\text{料率}}^{\text{(注2)}}} \right)$

(注1) この特約

その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) 短期料率

普通保険約款別表に掲げる短期料率をいいます。

第 1 2 条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
事故発生の状況および傷害の程度を、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 1 3 条（他の保険契約等がある場合の支払保険金の適用除外）

この特約において、普通保険約款第20条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定は、適用しません。

第14条（保険金の請求）

- (1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が傷害保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して傷害保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する傷害保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 入院保険金	被保険者が入院を要しない程度に回復した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
④ 通院保険金	被保険者が治療を要しなくなった時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠				
提出書類（注1）	保険金種類	死亡	障害後遺	入院通院
① 保険金請求書		○	○	○
② 当社の定める傷害状況報告書		○	○	○
③ 公の機関（注2）の事故証明書		○	○	○
④ 死亡診断書または死体検案書		○		
⑤ 後遺障害または傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○
⑥ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○
⑦ 被保険者の法定相続人の印鑑証明書		○		
⑧ 被保険者の印鑑証明書			○	○
⑨ 被保険者の戸籍謄本		○		
⑩ 法定相続人の戸籍謄本		○		
⑪ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）		○	○	○
⑫ その他当社が第15条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○

- (4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注4）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親

等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注4)または②以外の3親等内の親族
- (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (6) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (8) 保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 提出書類

保険金を請求する場合には、○を付した書類を提出しなければなりません。

(注2) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

(注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

保険金の請求を第三者に委任する場合に限ります。

(注4) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

第15条（保険金の支払）

- (1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が傷害保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、傷害保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- (2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第14条（保険金の請求）(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第16条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1)当社は、傷害に関して、第12条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第17条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第18条（死亡保険金受取人の変更）

(1)この特約において、保険契約者は、保険金受取人を被保険者の法定相続人以外に変更することはできません。

(2)この特約において、保険契約者は、死亡保険金以外の傷害保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第19条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「用語の説明」の危険の説明および第14条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)①の規定中、「損害」とあるのは「傷害」
- ② 第4条（保険料の払込方法）(2)、第8条（通知義務）(4)および(7)ならびに第17条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中、「事故による損害」とあるのは「事故による傷害」
- ③ 第7条（告知義務）(3)③の規定中、「事故」とあるのは「事故による傷害」
- ④ 第7条(4)、第8条(4)および(7)ならびに第14条(2)の規定中、「事故の発生した後」とあるのは「傷害の発生した後」
- ⑤ 第7条(5)、第8条(5)、第14条(2)の規定中、「事故による損害」とあるのは「傷害」

第20条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害

- (1)両眼が失明した場合 100%
- (2)1眼が失明した場合 60%
- (3)1眼の矯正視力が0.6以下となった場合 5%
- (4)1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合 5%

2. 耳の障害

- (1)両耳の聴力を全く失った場合 80%
- (2)1耳の聴力を全く失った場合 30%
- (3)1耳の聴力が50 cm以上では通常の話声を解せない場合 5%

3. 鼻の障害

- (1)鼻の機能に著しい障害を残す場合 20%

4. 咀嚼、言語の障害

- (1)咀嚼または言語の機能を全く廃した場合 100%
- (2)咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合 35%
- (3)咀嚼または言語の機能に障害を残す場合 15%
- (4)歯に5本以上の欠損を生じた場合 5%

5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状

- (1)外貌に著しい醜状を残す場合 15%
- (2)外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合 3%

6. 脊柱の障害

- (1)脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合 40%
- (2)脊柱に運動障害を残す場合 30%
- (3)脊柱に変形を残す場合 15%

7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害

- (1)1腕または1脚を失った場合 60%
- (2)1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合 50%
- (3)1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合 35%
- (4)1腕または1脚の機能に障害を残す場合 5%

8. 手指の障害

- (1)1手の母指を指節間関節以上で失った場合 20%
- (2)1手の母指の機能に著しい障害を残す場合 15%

- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合 …… 8%
 (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合 …… 5%

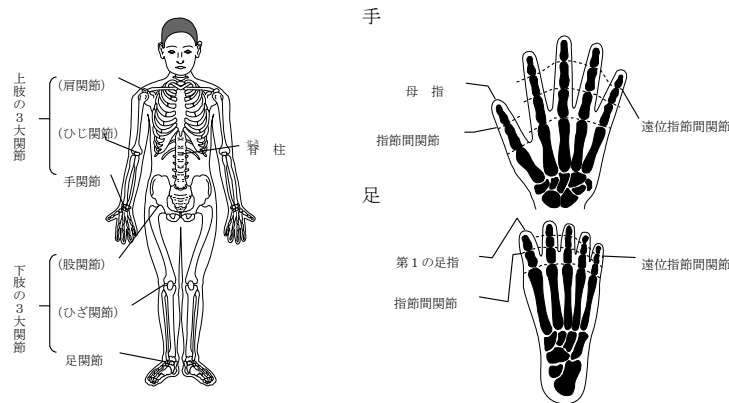
9. 足指の障害

- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合 …… 10%
 (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合 …… 8%
 (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合 …… 5%
 (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 …… 3%

10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合 …… 100%

(注1) 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表2 第5条（後遺障害保険金の支払）(5)の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

(注1) 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表1（注2）の関節等の説明図によります。

(注2) 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表3 第6条（入院保険金の支払）(1)②の入院保険金を支払う状態

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
2. 咀嚼または言語の機能を失っていること。
3. 両耳の聴力を失っていること。
4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
5. 1下肢の機能を失っていること。
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

(注1) 4. の規定中「手関節」および「関節」については別表1（注2）の関節等の説明図によります。

(注2) 4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。